

## #b#b 100人の予定表（6月） #b#b 関西（H23-6/3現在）

関係各位のご依頼によりご案内。各行事へのご参加は必ず主催者へご確認下さい。  
各種情報はお早めにヨロシク！ 毎月、末日までに翌月分をご案内したいと思っています。

NPO法人教育再生地方議員百人と市民の会 理事長 大阪市会議員 辻淳子 発行責任者 事務局長 増木重夫  
TEL 090-3710-4815 FAX 06-6835-0974 h100prs@oregano.ocn.ne.jp <http://www1.ocn.ne.jp/~h100prs/>

### 1 「百人の会」第69回定期理事会のご案内

下記要領で第69回定期理事会を開催いたします。  
ご出席ください。

○ 日 時 平成23年7月2日(土) 午後2時00分～4時30分

○ 会 場 サムティフェイム新大阪

JR新大阪西南西駆け足4分、御堂筋線西中島駅北北西へ徒歩4分

○ 主な議題 1 総会の詳細の検討 2 その他、報告等

○ 理事会 理事会は原則2～3か月毎に開かれ、会の重要案件を議論します。会議には理事の方はもちろんのこと、理事以外の方も参加大歓迎です。但し、部屋の広さの問題がありますので、理事以外の方は「行くゾ～～」と、事前にご一報いただければ助かります。

## ② 君が代条例可決

大阪府、君が代条例成立 教職員に起立斉唱義務づけ

2011年6月3日19時52分 朝日

橋下徹知事が率いる「大阪維新の会」の府議団が提出した教職員に君が代の起立斉唱を義務づける全国初の条例案が3日、大阪府議会で成立した。公明、自民、民主、共産の4会派は反対したが、過半数を占める維新の会などの賛成多数で可決された。

成立した条例は「大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例」。府内の公立小中高校などの学校行事で君が代を斉唱する際、「教職員は起立により斉唱を行うものとする」とした。府立学校など府の施設での日の丸の常時掲揚も義務化した。

君が代の斉唱については、都道府県教委はこれまで、各学校に対し国旗・国歌法や学習指導要領を根拠として起立斉唱の徹底を文書で指示。校長が起立を拒む教職員に職務命令を出し、各教委が従わない教員を処分してきた。

## ③ 君が代訴訟に最高裁判決

◎朝日新聞 2011年5月30日15時12分

君が代訴訟、起立命じる職務命令「合憲」 最高裁初判断

卒業式で君が代斉唱時の起立を命じた校長の職務命令が「思想・良心の自由」を保障した憲法19条に違反しないかが争点となった訴訟の上告審判決で、最高裁第二小法廷（須藤正彦裁判長）は30日、「憲法に違反しない」とする初めての判断を示した。

一審・東京地裁判決（09年1月）は、職務命令は合憲としながら、04年3月以降は職務命令に従っていた点などを考慮して「裁量権の逸脱」と判断し、約210万円の支払いを都に命じた。一方、二審・東京高裁判決（09年10月）は、「都には広範な裁量権がある」として元教諭が逆転敗訴したため、元教諭が上告していた。

◎読売新聞

卒業式で国歌の起立斉唱命令、最高裁が合憲判断

東京都立高校の卒業式で、校長による国歌の起立斉唱命令に従わず、定年後の再雇用選考で不合格にされた元都立高教員の申谷雄二さん（64）が、命令は「思想・良心の自由」を保障した憲法に反するとして、都に損害賠償などを求めた訴訟の上告審判決が30日、最高裁第2小法廷であった。須藤正彦裁判長は、起立斉唱命令について「特定の思想の告白などを強制したものとは言えず、思想・良心の自由を侵害しない」とする初の合憲判断を示し、上告を棄却した。申谷さんの敗訴が確定した。

入学、卒業式での国旗掲揚・国歌斉唱を巡り、最高裁は2007年2月、音楽教諭に君が代のピアノ伴奏を命じた校長の命令を合憲としたが、起立斉唱命令を巡る最高裁判決は初めて。